

## 福島県地球温暖化対策推進計画改定骨子（案）

### 第1章 計画策定の背景

- 策定の背景と目的
  - ・地球温暖化問題の顕在化
  - ・福島県地球温暖化対策推進計画の策定（平成18年3月）
  - ・地球温暖化防止の環境・エネルギー戦略の策定（平成20年2月）
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）の改正（平成20年6月）
  - ・中長期的な温室効果ガスの排出削減目標を掲げての地球温暖化問題への取り組み
- 計画の位置づけ
  - ・地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3の規定による地方公共団体実行計画
- 計画の対象等
  - ・対象地域は県内全域
  - ・対象とする温室効果ガスは、県内で人為的に排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）。

### 第2章 現状と課題

- 現況推計
  - ・2008年度（平成20年度）の排出量を掲載
- 増減要因分析
  - ・2008年度（平成20年度）の排出量における増減分析を掲載
- 将来推計
  - ・国の中期目標年度に準ずる推計値を掲載

### 第3章 削減目標

- 地球温暖化対策に関する基本的な考え方
  - ◇基本目標
  - 「県民の総意と参加による環境と経済が調和した地球温暖化対策」
  - ・県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となつての地球温暖化対策の推進
  - ・経済との調和をとりながら本県の豊かな環境を将来の世代にわたって継承
  - ・環境への負荷が少ない“ほっとする、ふくしま”の実現

#### ◇基本姿勢

##### 「県民総ぐるみの地球温暖化対策の展開」

- ・本県の特徴である県民運動による地球温暖化対策の更なる活性化
- ・県民一人一人が地球温暖化を自分の問題としてとらえ行動していく、継続的な対策を展開

##### 「県の特徴を活用した効果的な地球温暖化対策」

- ・再生可能エネルギーの活用促進
- ・二酸化炭素の吸収源であり木質バイオマス資源である豊富な森林の活用
- ・浜通りの太陽光、中通りの風力、会津地方の雪氷・水力等各々の地域に、豊富に存在する再生可能エネルギーの活用

#### ○ 削減目標の考え方

- ・地球温暖化対策は、国と自治体が一体となって取り組むもの
- ・県は国と目標を共有し、特徴ある取組みをしながら、果たすべき役割を確実に果たしていくことが重要
- ・削減目標は森林吸収量を含む

#### ○ 削減目標

国の温室効果ガス排出量の削減目標と同程度とし、長期的には国と同一の方向を目指して地球温暖化対策に取り組む

---

## 第4章 温室効果ガス排出抑制等に関する対策

### ○ 温室効果ガス削減対策の体系

- ・対策の体系
- ・各主体の役割

### ○ 視点別主要施策

- ・視点1 県民総ぐるみの省エネルギー対策
- ・視点2 将来的な新エネルギー対策
- ・視点3 持続的な森林吸収源対策
- ・視点4 環境・新エネルギー産業の活性化
- ・視点5 未来のための環境・エネルギー教育
- ・視点6 目標達成に向けた推進体制

## 第5章 計画の進行管理

### ○ 管理体制

- ・ふくしま地球温暖化対策推進本部

- 進行管理
  - ・ 毎年度県内から排出された温室効果ガスを推計
  - ・ 増減要因分析を行い公表し、計画の進行状況を管理
- 計画の見直し
  - ・ 2014年度（平成26年度）

## 第6章 事業者としての県の取組み

- エコオフィス実践計画（県庁版福島議定書）

### 参考資料

- 温室効果ガス排出量推計方法
  - ・ エネルギー転換部門については、環境省のマニュアルにおいて算定の対象外として支障ないとしていることから、同様の考え方で対応する。
- 策定の経緯

